

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190604	明和運送株式会社 法人番号(1240001011707) 代表者武安哲男	広島県広島市南区出島2丁目1-26	物流センター営業所	広島県広島市南区出島2丁目14-13	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	酒気帯び運転をしたことを端緒として、平成30年9月21日及び同年11月9日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20190605	株式会社サカイ引越センター 法人番号(6120101002720) 代表者田島哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	広島南支社	広島県広島市西区福島町2丁目36-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	過去1年以内における当該営業所に係る駐停車違反件数が3件に達したことを端緒として、令和元年6月5日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20190612	株式会社おおほら 法人番号(5240001037401) 代表者土居脇秀介	広島県竹原市新庄町38-1	本社営業所	広島県竹原市新庄町38-2	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として平成30年11月15日、同年12月4日及び令和元年5月16日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
20190625	株式会社備九運輸 法人番号(4240001028319) 代表者大澤純	広島県廿日市市木材港南7-40	本社営業所	広島県廿日市市木材港南7-40	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成30年11月19日及び同年12月7日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	1	1